

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	障がい者医療費等の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東員町は、障がい者医療費等の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東員町長

公表日

令和7年5月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者医療費等の助成に関する事務
②事務の概要	東員町福祉医療費の助成に関する条例(平成13年条例第8号)に基づき医療費助成を行っている。 特定個人情報ファイルは、東員町福祉医療費等の助成に関する条例の規定に従い、次の事務に使用している。 1 受給資格の認定、更新 2 医療費の助成
③システムの名称	福祉医療システム、宛名、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療費助成に関する情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、東員町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号、東員町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2800
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田1600 0594-86-2805
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業について、以下の対策を徹底している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は、記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・住基ネット照会を行う場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行う。 ・マイナンバーの紐づけを行う場合は、入力内容に誤りがないかを複数人で確認し、その記録を残す。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できるロッカーに保管し、保存期間経過後は廃棄を行う。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5の①部署	保健年金課	生活部保険年金課	事後	
平成30年4月1日	5の②所属長	保険年金課長 中村 光彦	生活部保険年金課長 秦 久司	事後	
平成30年4月1日	7の請求先	保険年金課 511-0295 三重県員弁郡東員町 大字山田1600 0594-86-2805	総務部総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町 大字山田1600 0594-86-2800	事後	
平成30年4月1日	8の連絡先	保険年金課 511-0295 三重県員弁郡東員町 大字山田1600 0594-86-2805	生活部保険年金課 511-0295 三重県員弁郡 東員町大字山田1600 0594-86-2805	事後	
平成31年4月1日	5の2の①部署	生活部保険年金課	保険年金課	事前	
平成31年4月1日	5の2の②所属長	生活部保険年金課長 秦 久司	保険年金課長	事前	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	7の請求先	総務部総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町 大字山田1600 0594-86-2800	総務課 511-0295 三重県員弁郡東員町大字 山田1600 0594-86-2800	事前	
平成31年4月1日	8の連絡先	生活部保険年金課 511-0295 三重県員弁郡 東員町大字山田1600 0594-86-2805	保険年金課 511-0295 三重県員弁郡東員町 大字山田1600 0594-86-2800	事前	
平成31年3月1日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	様式改正に伴う変更
令和3年4月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	2017/8/31	2021/3/1	事後	
令和3年4月1日	II-1. 取扱者数 いつ時点の計数か	2017/8/31	2021/3/1	事後	
令和3年8月27日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号、東員町個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	番号法第19条第9号、東員町個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例第4条	事前	デジタル社会の形成を図る ための関係法律の整備に関
令和7年3月17日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	様式改正に伴う変更